

川崎町飲食テナント事業者募集要項

1. 趣旨

現在(株)川崎De・愛が指定管理をおこなっている「川崎町野菜レストラン」の営業終了にともない、新たに飲食事業を行うテナント事業者を募集します。

なお、飲食テナントにおいては同施設が建設された趣旨に鑑み、町内外の来場者の憩いや交流の場として、また、地元産品や地元食材を使ったメニュー等の提供を通して交流人口の増加と農業振興につながる施設として運営することを目指し、飲食テナント事業者の募集を図るものです。応募にあたっては、次の事項をお読みください。

2. 施設の概要

- (1) 施設の所在地 福岡県田川郡川崎町大字安真木5316-1
- (2) 施設の構造等 鉄骨 造平屋建
350.55㎡(専用面積 307.98㎡)
- (3) 営業開始 契約終了後すみやかに営業

3. 募集概要

(1) 募集業種

- ①本テナントにおいて、主たる飲食業態を定めておりませんが、施設設置の趣旨に反しない業態およびメニューを提供する事業者を想定しております。
- ②テナントについては、内装仕上げ、造作及び設備並びに厨房に必要な備品・器具、消耗品、飲食に必要な物品等については、出店者に整備していただきます。(既存の備品、什器、消耗品は使用可。使用不能な場合は事業者の負担により買い替え修理とする)

4. 応募者の参加資格

応募者は、次の要件を満たすこととします。

- (1) 施設の事業運営理念を理解し、管理運営に協力的であること。
- (2) 飲食業務に従事した実績が5年以上あること。飲食業の経営経験があることが望ましい。
- (3) 経営状況が健全で、飲食テナントを安定的に継続できること
- (4) 公租公課を完納していること。
- (5) 過去の営業等において、法令に違反、罰則を受けたことがない者であること
- (6) 会社更生法並びに民事再生法に基づく、更正・再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (7) 暴力団体関係組織又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織ではないこと。
- (8) その他、川崎町が出店に相応しいと判断した者であること。

5. 契約条件

- (1) 契約の相手 川崎町
- (2) 契約形態 指定管理
- (3) 契約の期間 2年毎更新(運営に支障等その他特別な事由のない限り)

(4) 契約面積 307.98㎡
(厨房、客席、客用トイレ、食品ストックヤード、ロッカー、更衣室、休憩スペース含む)

(5) 光熱水費
飲食テナントに係る電気・ガス・上水道料金は、入居者が負担すること。

(6) 共益費
施設の維持管理に必要な共益費（警備、法定点検、空調点検、浄化槽管理）については別途負担すること。

6. 応募方法

①出店を希望される事業者を対象に説明会を開催しますので、**3月17日(金)までにテナント事業者説明会申込書**を提出のうえ、ご参加ください。

②テナント事業者説明会

日 時 平成29年 3月22日(月) 15時～

場 所 役場庁舎2階 入札室

③テナント事業者の決定については、テナント事業者選考委員会で決定します。

(3) 提出先及び問合せ先

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原789-2番地
川崎町役場農商観光課商工観光係

TEL 0947-72-3000 内線225, 226

川崎町飲食テナント事業者説明会申込書

川崎町長 手嶋 秀昭 殿

私は川崎町飲食テナント事業者説明会に申し込みます。

平成29年 月 日

所在地（住所）

会社名（店名）

代表者名

印

電話番号

※日中連絡が取れる番号を記入

説明会参加人数

人

申込・問合せ先

川崎町役場農商観光課商工観光係

（住所）

827-8501 田川郡川崎町大字田原789-2

TEL 0947-72-3000 内線 225, 226

FAX 0947-72-6453

e-mail nousyo@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp